

松山駅まち会議設置要綱

制定 平成30年12月3日

(設置)

第1条 松山駅周辺の主要な施設整備等について、関係者間の連絡調整及び意見交換を行うことを目的として、松山駅まち会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項に関する連絡調整及び意見交換を行う。

- (1) 松山駅前広場、周辺街路等の施設整備に関すること。
- (2) 松山駅周辺の空間デザインに関すること。
- (3) その他松山駅周辺整備の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が選任した者をもって組織する。

- (1) 交通事業者
- (2) 関係団体
- (3) 地元代表
- (4) 利用者代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会議の下に、実務的な協議・調整を行うため、作業部会を置くことができる。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、必要に応じて委員以外の関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

- 3 会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(座長)

第5条 会議に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、松山市都市整備部交通拠点整備課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、松山駅周辺の主要な施設整備等に関して必要な連絡調整及び意見交換を行い、会議としての役割を終えた日限り、その効力を失う。